



リフォームプラン

令和5年6月28日現在

1. 商品名	・ リフォームプラン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の条件を全て満たしている個人(給与所得者・個人事業主)で一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 年齢 <ul style="list-style-type: none"> ・ お申込み時点で満20歳以上の方。 (2) 職業・年収 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定継続した収入があること ① 契約社員や嘱託社員は、安定継続した収入があると認められる場合に限り対象とします。なお、安定継続した収入の判断が難しい場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年収150万円以上ある。 ・ 年収90万円以上で、家族と同居している。 ② 就職内定している学生の方は条件付でお申込できます。 ③ パート・アルバイトによる収入は、安定継続した収入とはみなしません。 ④ 年金受給者の方は、年金担保借入をしている場合はご利用できません。 (3) 勤続(営業)年数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社員、公務員の方は制限ございません。 ・ 自営業の方は、同一業種・同一収入源による確定申告の実績が必要です。 (4) 居住 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人が居住(居住予定を含む)し、申込人もしくはその家族が所有している。 ・ 家族が居住(居住予定を含む)し、申込人が所有している。 (5) 抵当権 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人もしくはその家族の持家で、抵当権、差押等の各種(仮)登記がないもの ※ 自信用金庫貸付(事業資金、代理貸付を含んだ住宅ローン等)にかかる抵当権および根抵当権、他行住宅ローンにかかる抵当権は除く。
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋の増改築・修繕資金及びそれに伴う諸費用(印紙代、解体費用等) (2) (1)を用途として借り入れたローンの借換資金及びそれに伴う手数料 また、(1)は申込時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 (3) リフォームする物件の取得にかかる住宅ローンの借換資金 (ただし、(1)と合わせたお申込に限り) (4) リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金 (1)と合わせたお申込みに限り、100万円を上限とします) (5) 一括払保証料 ・ 対象とはならないもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業性のもの (2) 支払先が申込人もしくはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 支払先が申込人の配偶者、親、子
4. ご融資金額	・ 1万円以上1,000万円以下(1万円単位)
5. ご融資期間	・ 3ヵ月以上15年以内 なお、貸付日から15年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。
6. ご融資利率	・ 年3.5%(固定金利、保証料込)
7. 保証料	・ ご融資利率に含まれておりますので、別途お支払いは不要です。
8. 担保・保証人	・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を利用しますので、担保・保証人は原則として不要です。
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または元利均等割賦返済 ※ 貸付金額の50%以内につき6ヶ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可 ・ 元金返済の据置期間は6ヶ月以内です。 ・ 一括返済方式は対象外です。
10. 手数料	・ 不要です。

11. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認書類として、次の書類をご用意していただきます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人確認書類(写) (2) 資金用途確認書類(写) (3) 振込依頼書(写) (4) 年収確認書類(写) (5) 対象となる建物の不動産登記簿謄本 (6) 返済予定表、返済用預金口座通帳(住宅ローンの借換え資金を含む場合) (7) 領収書、通帳等(支払済資金の場合) 																											
12. その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金については原則お支払先への振込となります。 ・ ただし、下記の場合はその限りではありません。 ご融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額まで。 ※ 支払済資金は除く ・ 当金庫の営業地区 <table border="1"> <tr> <td>大阪市</td> <td>交野市</td> <td>藤井寺市</td> </tr> <tr> <td>門真市</td> <td>富田林市</td> <td>枚方市</td> </tr> <tr> <td>東大阪市</td> <td>大阪狭山市</td> <td>柏原市</td> </tr> <tr> <td>大東市</td> <td>守口市</td> <td>摂津市</td> </tr> <tr> <td>豊中市</td> <td>寝屋川市</td> <td>箕面市</td> </tr> <tr> <td>吹田市</td> <td>松原市</td> <td>高槻市</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市</td> <td>四條畷市</td> <td>茨木市</td> </tr> <tr> <td>堺市</td> <td>八尾市</td> <td>池田市</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>尼崎市</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ◆ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ・ 借地上や保留地上の建物、店舗併用住宅・賃貸併用住宅(居宅部分にかかるもの)もお取り扱い可能です。 ・ 借地上の建物については、賃貸借契約の残存期間にかかわらず、「5. ご融資期間」の適用は可能です。 	大阪市	交野市	藤井寺市	門真市	富田林市	枚方市	東大阪市	大阪狭山市	柏原市	大東市	守口市	摂津市	豊中市	寝屋川市	箕面市	吹田市	松原市	高槻市	羽曳野市	四條畷市	茨木市	堺市	八尾市	池田市	伊丹市	尼崎市	
大阪市	交野市	藤井寺市																										
門真市	富田林市	枚方市																										
東大阪市	大阪狭山市	柏原市																										
大東市	守口市	摂津市																										
豊中市	寝屋川市	箕面市																										
吹田市	松原市	高槻市																										
羽曳野市	四條畷市	茨木市																										
堺市	八尾市	池田市																										
伊丹市	尼崎市																											

《リフォームプランで空き家解体費用を取り扱う場合の特例》

1. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) (2) (1)を用途として、当庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ※ (1)は申込時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可。 【対象となる空き家の条件】 ・ 申込まれる方またはその親族が所有する建物であること。 ・ 事業専用で使用していた建物でないこと。
2. ご融資金額	・ 500万円以下(1万円単位)
3. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる建物の全部事項証明書(申込時点で発行日から3ヵ月以内のもの) ・ 領収書、通帳等(支払済資金の場合) ※ お使い道が(2)の場合は必要ありません。 <p>「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可。 申込人と空き家所有者との続柄の確認は、当庫による聴取メモで可。</p>
4. 留意事項	<p>下記に該当するものは、空き家解体費用の取扱いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払先が申込される方または配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・ 建物に抵当権等の設定があるもの ※ 対象建物に抵当権等の設定がある場合は、抵当権者の了承および抹消への協力を得ていること等の確認が必要になります。
5. その他の事項	・ ご融資期間、ご融資利率など、その他の事項はリフォームプランと同様です。